

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

平成 29 年 9 月 27 日

浜松市長

殿



申請者

住 所 : 浜松市東区有玉南町2163番地

氏 名 : 株式会社 ミダック

代表取締役 矢板 橋

電話番号 053-471-93



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆	
産業廃棄物処理施設の種類		管理型最終処分場	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)、廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)、政令第2条第13号廃棄物、特定有害廃石綿等 以上16品目	
着 工 予 定 年 月 日		平成 年 月 日(許可後)	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成 年 月 日(使用前検査後)	
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 番 号			
産業廃棄物処理施設の処理能力		面 積 : 228,241㎡ 埋立面積 : 104,458㎡ 埋立容量 : 3,125,591㎡	
△ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置		別紙1のとおり
	産業廃棄物処理施設の処理方法		産業廃棄物最終処分場(管理型)、埋立処分
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備		別紙1のとおり
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	最終処分場の稼働に伴う排ガスの発生はない。 浸出水処理量 : 288㎡/日、
	処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。		浸出水処理施設における処理方法を以下に示す。 ①水処理 : 第1凝集沈殿+生物処理(BOD酸化・硝化・脱窒・再ばっ気)+第2凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+キレート吸着+消毒 ②汚泥処理 : 自然沈降濃縮+貯留+脱水処理設備+ケーキホッパー 排出先 : 立板川より背山川を経て、神宮寺川に流れ、井伊谷川・都田川を経て浜名湖へ (別紙1のとおり)
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		排ガスの発生はない。 浸出水処理施設からの放流水量 : 342㎡/日 水質その他生活環境への負荷に関しては、「生活環境影響調査書」及びその概要版 (別紙1のとおり)	
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項		計量設備、モニタリング井戸4箇所 浸出水処理施設処理量 : 288㎡/日、浸出水調整槽容量 : 10,000㎡	
※事務処理欄			

(第2面)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		最終処分場の稼働に伴う排ガスの発生はない。 別紙2のとおり	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		別紙2のとおり	
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		別紙2のとおり	
△災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)			別紙3のとおり	
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分	
		処分方法		
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分	
		処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			別紙4のとおり	
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			搬入時間：午前8時から。 搬出時間：午後5時まで。 搬入方法：搬入車輛は、主要地方道浜北・三ヶ日線の奥山交差点北側(狩宿方面)から、市道引佐伊平奥山線を経由し、市道引佐三岳山採石線を経て処分場へ搬入する。	

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所
かぶしがいしゃ 株式会社 ミダック	浜松市 東区 有玉南町 2163番地

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
(やいたばし かずし) 矢板橋 一志 ✓	代表取締役	
(くまがい ひろゆき) 熊谷 裕之 ✓	取締役	
(たけだ やすほ) 武田 康保 ✓	取締役	
(かとう けいこ) 加藤 恵子 ✓	取締役	
(たかだ ひろあき) 高田 廣明 ✓	取締役	
(いのうえ まさひろ) 井上 正弘 ✓	取締役	
(すずき のりゆき) 鈴木 典行 ✓	取締役	
(ふくち せいじ) 福地 誠司 ✓	取締役	

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式 の総数	3, 076, 500株		出資の額	2億7364万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	住	所
(かぶしきがいしゃふおんす 株式会社フons あせつとまねじめんと) アセットマネジメント		1, 050, 000株		
		34. 13%	静岡県浜松市中区板屋町2番地	シティタワー浜松2702
(くまがい かつひろ) 熊谷 勝弘		736, 000株		
		23. 92%		
ミダック 従業員持株会		211, 500株		
		6. 87%		
(くまがい ひろゆき) 熊谷 裕之		194, 500株		
		6. 32%		
(たかはし ゆきこ) 高橋 由起子		190, 000株		
		6. 18%		
(やいたばし かずし) 矢板橋 一志		182, 500株		
		5. 93%		

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

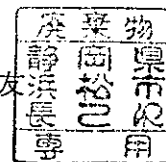
- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分本法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

浜環産第335号
平成29年9月22日

株式会社ミダック
代表取締役 矢板橋 一志 様

浜松市長 鈴木 康友



あっせん打ち切り通知書

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下、「条例」という。）第7条に基づき平成22年10月8日付けで告示（平成22年浜松市告示第581号）した事業計画に係る条例第17条第2項本文に基づくあっせんについて、下記のとおり、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認め、条例第18条第1項の規定によりあっせんを打ち切りましたので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 設置者 株式会社ミダック 代表取締役 矢板橋一志
- 2 事業計画告示年月日 平成22年10月8日
- 3 事業計画の内容 管理型最終処分場及び破碎施設の設置
- 4 廃棄物処理施設の設置場所 浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆
(管理型最終処分場)
浜松市北区引佐町奥山1115番168 他6筆
(破碎施設)
- 5 あっせん決定日 平成28年8月10日
- 6 打ち切り決定日 平成29年9月22日
- 7 打ち切りの理由

設置者は、関係住民に対して、条例第9条及び条例第12条第2項に基づく説明会を平成22年10月31日から平成28年9月3日まで計7回にわたり実施している。その都度関係住民から提出された意見書については、見解書を作成し、回答している。活断層、地すべりについては、新たな調査を実施し、平成27年3月8日開催の第4回見解書説明会にて調査報告をしている。

また、環境保全協定の案についても平成29年8月18日に関係住民側に提示している。このように、設置者は条例で定めた手続きを誠実に従っており、条例第18条第1項本文のあっせんに対する「設置者の対応が十分である」と認められる。

一方、関係住民及び関係住民代表者は、平成29年8月10日及び同年9月15日に開催を予定していた環境保全協定の締結に係る協議について、平成29年8月3日付け浜環産第248号及び平成29年9月11日付け浜環産第320号にて開催通知を送付したものの、両日とも欠席したことにより協議が開催できなかったことは、条例第18条1項1号の「関係住民があっせんに応じないことにより、環境保全協定が締結される見込みがないと認めるとき。」に該当する。

第4号様式（第11条関係）

浜 環 産 第 3 3 8 号
平成29年9月22日

株式会社ミダック
代表取締役 矢板橋 一志 様

浜松市長 鈴木 康友



事前協議完了通知書

浜松市廃棄物適正処理指導要綱第6条第1項の規定により、平成21年11月30日及び平成21年12月18日付けで提出のあった産業廃棄物処理施設設置等事前協議書について審査した結果、適当と認められるので、当該協議が完了したことを通知します。

関係法令の規定による許認可等の状況

法 令 名	許 認 可 等 の 内 容	許認可等の年月日
廃棄物適正処理 指導要綱	産業廃棄物処理施設設置等事前協議書 (最終処分場)	事前協議書の提出 平成 21 年 11 月 30 日 事前協議終了通知 平成 29 年 9 月 22 日
紛争の予防と調整 に関する条例	廃棄物処理施設設置等事業計画書	事業計画書の提出 平成 22 年 9 月 27 日 あっせん打ち切り通知 平成 29 年 9 月 22 日
都市計画法施行規則 第 60 条	都市計画法の規定に適合する建築物等 であることの証明書	平成 24 年 1 月 5 日
土地利用事業の適正 化に関する指導要綱	土地利用事業計画書	事業計画書の提出 平成 29 年 11 月 9 日 指導要望事項の通知 平成 29 年 12 月 28 日 措置報告書の提出 平成 30 年 3 月 2 日
採石法	三嶽鉦山(有)の保有する 岩石採取計画の認可の廃止	本設置許可申請に対する 許可と同時に廃止
森林法	林地開発許可の新規取得	本設置許可申請に対する 許可と同時に許可
河川法	立板川の付替え、敷地の分筆と浜松市へ の寄付、河川の占用許可	本設置許可申請に対する 許可後、速やかに浜松市と 協議